

SHK9001-1970

社会保障研究所の概要

1970年

社会保障研究所

東京都千代田区霞が関3-3-4  
(社会事業会館内)  
電話代表 (580) 2511

も く じ

設 立 の 趣 旨…1  
設 立 お よ び こ れ ま だ の 経 過…2  
機 構…6  
昭 和 45 年 度 事 業 計 画 お よ び 予 算…8  
昭 和 45 年 度 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト…12  
刊 行 物…20  
昭 和 44 年 度 研 究 事 業 日 誌…23  
社 会 保 障 研 究 所 法…27  
役 員 ・ 顧 問 ・ 参 与 ・ 職 員 名 簿…42

## 第 二 章 第 二 節 第 一 項 第 一 号

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いましたが、一歩その内容にたち入ってみると、いぜんとして各種の制度の間には著るしいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長や地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がまぎと加わっており、社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならぬといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんどみとみざるべきもなく、その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのであります。すでに社会保障制度審議会においても1962年「社会保障制度の総合調整に関する基本方針」についての答申および社会保障制度の推進に関する報告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請しておりました。

1965年1月、社会保障研究所はこのような事業のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。



昭和39.2.18	社会保障研究所法案国会提出（付記）	6. 1	研究課題ごとに設けられた5つの部門別研究会と、政策研究を中心とした合同研究会が発足した。
6. 26	法案成立	6. 25	「季刊社会保障研究」創刊号を発売した。
7. 7	社会保障研究所法公布施行（法律第156号）	7. 26	シンポジウム「社会保障とは何ぞや」開催（7月26日～27日）
11. 24	社会保障研究所所長たるべき者として一橋大学教授山田雄三が大内指名を受け、また設立委員として社会保障制度審議会会長大内兵衛ほか7名が任じられた。	11. 00	I S S A 文獻委員会発足
12. 17	社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研究所定款等を決定した。	11. 15	第1回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー—開催（11月15日～18日）
12. 21	社会保障研究所監事たるべき者として、感心義塾大 学教授寺尾琢磨が大内指名を受けた。	昭和41.2.11	社会保障研究所設立1周年記念講演会およびパネ ィーを帝國ホテルにおいて開催、講演内容「福祉開 発の意義と条件」講演者蠟山政道
昭和40.1.11	社会保障研究所の設立登記を完了した。	4. 1	昭和41年度の新研究プロジェクトのもとに、部門別 研究会は従来の5つから6つに、合同研究会を政策 研究会と改め、トビックス的な問題を取りあげるこ ととなった。
1. 11	社会保障研究所の役員として、次の者が発令された （括弧内は現職）。	5. 15	常務理事木村又雄の辞職が発令された。
	◎理事 塩野谷九十九（名古屋大学教授）	6. 2	常務理事として河角泰助（社会保障制度審議会事務 局長）が任命された。
	◎顧問 大内兵衛（社会保障制度審議会会長）	7. 8	第1回社会保障教室開講（9月22日まで）
	東畑精一（アジア経済研究所長）長沼弘毅 （国際ラジオ・テレビセンター会長）	7. 18	シンポジウム「社会保障の体系化」開催（7月18日 ～19日）
	◎参与 馬場啓之助（一橋大学教授）福武直（東 京大学教授）館 稔（厚生省人口問題研究 所長）	10. 12	第2回社会保障研究所基礎講座—社会開発セミナー —開催（10月12日～15日）
1. 12	社会保障研究所の開所式を行ない、業務を開始し た。	昭和42.3.31	昭和41年度個人研究発表会の開催
1. 26	合同研究会準備会としてヒヤリングが開始された。	6. 27	昭和41年度兵研研究発表会の開催
2. 1	社会保障研究所の開所披露宴を目黒迎賓館において 開催	9. 16	山田所長、各国の社会保障制度調査のため渡欧（10 月16日まで）
3. 4	社会保障研究所常務理事として木村又雄（社会福祉 事業振興会常務理事）が発令された。	10. 30	第3回社会保障研究所基礎講座—社会開発と社会保

11. 1 10. 27 第5回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー—開催 (10月30日～11月2日)  
社会保障研究所顧問として今井一男 (共済組合連盟会長) が発令された。
- 昭和43. 2. 1 10. 24 「海外社会保障情報」創刊号を発刊した。  
社会保障研究所創立3周年記念シンポジウムを弘済会館において開催, テーマ「社会保障と労働」「社会保障と経済」「社会保障の抛出と給付」  
2.10 昭和45. 2. 7 総務部長加地夏雄の辞職が発令された。  
3. 1 総務部長として木代一男 (公営防止事業団総務部長より) が発令された。  
3. 2 3. 19 山田所長, 日米文化教育事業委員会の日本側代表として渡米 (25日まで)  
4. 14 平石研究員, 欧米の社会保障研究のため渡米 (5月24日まで)  
5. 28 昭和43年度公開研究発表会の開催  
10. 28 第4回社会保障研究所基礎講座—地域開発と社会保障セミナー—開催 (31日まで)
- 昭和44. 1. 11 山田所長及び寺尾監事は再任された。  
2. 7 第2回社会保障研究所シンポジウムを弘済会館において開催, テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における社会保障」「社会保障と社会サービス」  
6. 3 昭和44年度公開研究発表会の開催  
8. 12 総務部長木代一男の辞職が発令され, 新たに総務部長として福田芳助 (総理府社会保障制度審議会事務局長) が発令された。  
8. 15 第1回公開研究会開催, テーマ「老後保障の方向をめぐって—英・米・デンマークにおける老人の実態と関連して—」



役員等

**所長、理事、監事** 本研究所の役員は、所長、理事および監事である。所長および監事は、厚生大臣が任命し、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

**顧問** 顧問は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し、所長に意見を述べる。顧問は、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

**参与** 参与は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する事項を審議し、所長に意見を述べる。参与は学識経験を有する者のうちから、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

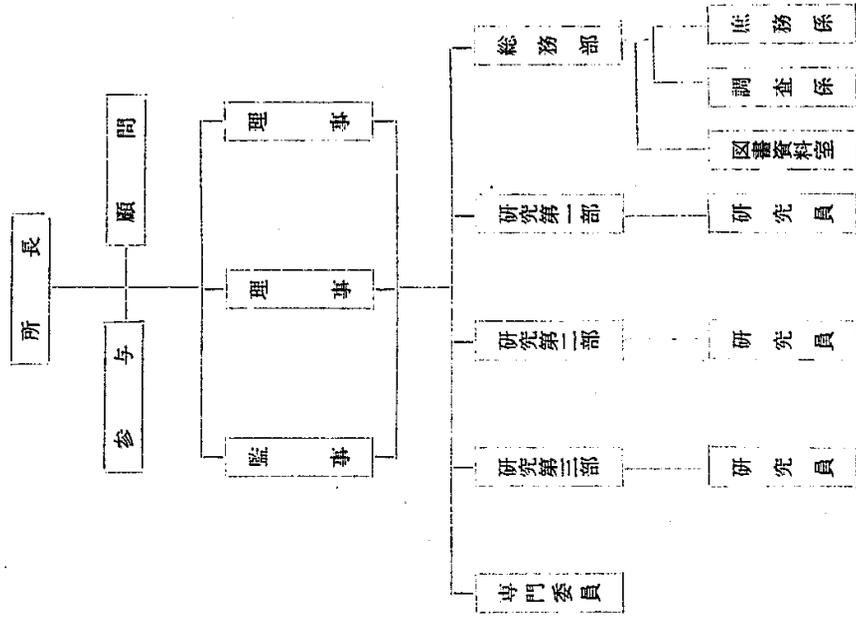
職員

**専門委員** 専門委員は、所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し、または専門的な調査研究を行なう。

**研究員** それぞれ経済学、社会学、社会学、社会政策等の専門学者として社会保障に関する制度、経済、社会等の面からの分析研究を行なう。

**事務職員** 研究所の庶務、人事、会計、会議等の事務を処理するとともに、図書資料の管理事務を行なう。

機構図



# 昭和45年度事業計画の要綱

## ○ 昭和45年度事業計画

社会保障研究所は、社会保障研究所法に規定する目的を達成するため、昭和45年度事業として次の事業を行なうが、研究所事業費の総額は、17,468,000円であり、全額国庫補助金を予定している。

### I 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究

本年度は過去5ヶ年の研究成果の上に立って、一層の社会保障に関する多面的な研究を進める。即ち社会計画の立場から社会保障の理論的、応用的研究、社会保障水準の統計的、実証的研究、諸外国における社会保障の研究の三つの研究共通テーマに基づき、各研究会は相互の交流を図り、次の研究会別プロジェクトについて調査研究を進めることとする。

#### 研究会別プロジェクト

##### 第I (経済分析) 研究会

主査 江見康一 (一橋大学助教授・専門委員)

幹事 地主重美 (研究第2部長)

経済学の視点から広く社会計画への基礎づけを行なうことを目標に、分析方法の確定と判断資料の整理などを中心とする基礎的作業を進める。

(1) 社会計画の計量分析

(2) 社会保障と経済成長

(3) 年金と医療の経済分析

##### 第II (統計調査) 研究会

主査 小沼 正 (研究第1部長)

幹事 曾原利満 (研究員)

社会保障の諸指標に関する統計的、実証的研究を行ない、社会保障水準指標の確立に資する。

(1) 社会保障水準指標の作成

(2) 生活水準の測定

(3) 戦前のわが国社会保障関係統計資料の整備

##### 第III (社会分析) 研究会

主査 福武 直 (東京大学教授・参与)

幹事 三浦文夫 (研究第3部長)

社会保障の社会的背景と、その制度・機能・効果に関する社会学的検討を行ない、あわせて社会計画策定の基礎づけを行なう。

(1) 地域開発計画に関する社会学的研究

(2) 社会変動と社会福祉計画に関する研究

(3) 生活構造論の視点からみた社会保障機能の再検討

##### 第IV (経済・社会合同) 研究会

主査 武藤光朗 (早稲田大学講師・専門委員)

幹事 渡辺益男・都村敦子 (研究員)

経済学と社会学とのインターディシプリナリーな領域を研究する目的で、すでに発展の問題および福祉の問題をとりあげてきた。しかし、いまのところ方法論的討議が十分でないので、この点の反省を進めながら、一層研究の基礎を固める。

##### 第V (制度) 研究会

主査 中鉢正美 (慶応義塾大学教授・専門委員)

幹事 保坂哲哉 (主任研究員)

個々の主要先進諸国の社会保障制度の歴史的研究と、各国社会保障制度の国際比較研究により、各国制度の特徴を明らかにする。

(1) 主要先進諸国の社会保障制度の歴史的研究

(2) 社会保障制度の国際比較研究

##### 第VI (政策) 研究会

主査 小山路男 (横浜市立大学教授・専門委員)  
 幹事 平石長久 (主任研究員)

社会保障に関連を有する各種のトピックスを取上げて、討議を行なう。昨年度に引続き、とくに政策判断の根拠について、効果および財源の検討に配慮し、社会計画に役立てる資料の整備を行なう。

II 社会保障に関する情報および資料の収集  
 (1) 国内および海外における社会保障に関する文献、図書および資料等の収集

(2) 海外における図書、資料の紹介および情報の交換  
 国連を中心とする海外の図書、資料の翻訳、紹介を行なうほか、ISSA関係の資料活動を引き続き実施する。

III 調査研究等の成果の普及

- (1) 季刊「社会保障研究」の発行
- (2) 「海外社会保障情報」の発行
- (3) 研究叢書、翻訳叢書、所内報等の発行
- (4) 基礎講座、シンポジウム等の開催
- (6) その他成果の普及に必要な事業

○ 昭和45年度収支予算

支 区	出		収 区	入 予 算 額
	分	予 算 額		
研究所	運営費	75,703,000	政府補助金	75,703,000
管理	事務費	58,235,000	政府補助金	75,703,000
(人件費)		40,558,000		
非常勤給与		3,015,000		
職員給与		37,543,000		
(管理事務費)		15,952,000		
所費		12,985,000		
交際費		186,000		
厚生費		2,385,000		
退職手当引当金		396,000		
(予備費)		1,725,000		
予備費		1,725,000		
研究事業費		17,468,000		
(研究事業費)		17,468,000		
諸謝金		2,864,000		
調査旅費		1,279,000		
図書購入費		2,697,000		
研究費		7,591,000		
季刊誌刊行費		2,240,000		
海外社会保障情報刊行費		797,000		
計		75,703,000	計	75,703,000

当研究所はこれまで幾つかの研究会を設け、それぞれ統計調査、経済分析、社会分析、制度研究、政策研究などを主眼として、年々研究プロジェクトを定め、社会保障ならびに周辺の諸問題の研究を進めてきた。研究会運営の根本方針は今後とも変えないつもりであるが、昨年度は別に3つの共通テーマを提示し、それらを基調として各研究会毎に個別的项目プロジェクトを定めることにした。これら共通テーマは数年をめぐるとしてとり組まねばならないものであり、その意味で本年度もそのまま受けついでいくわけであるが、いままでもなくわれわれは研究の成果を積みあげながら前進していくべきであって、ここではこれら共通テーマについて、いまのところどこまで掘下げられたか、また今後どのように進むべきかを総合的に述べたいと思ふ。

われわれがとりあげた第1の共通テーマは、社会計画の立場から社会保障の問題を把握することであり、とくにそれについて理論的・応用的な検討を行なうことである。昨年度は、最近、アメリカの国家予算について試みられているPPBS(Planning-Programming-Budgeting-System)に関し、ヒアリングを通じて検討を試みた。その結果、この方式は計画策定上、幾つかの代替案を選定する場合の分析用具としてかなり有用なものであるが、極めて限定された狭い範囲でしか利用できないという結論にわれわれは達した。したがって社会計画としては、PPBSは特殊の問題について局部的に用いられるべきであり、それは別にマクロ的な計画策定が依然として必要であるとわれわれは考えた。そこで昨年度は特殊問題として生活保護についてその目標や代替案を確定するだけの資料があるかどうかの検討をはじめたが、それはさらに継続して研究するもつりである。マ

クロ的な計画については、経済企画庁で経済計画中心に新計画作成中であり、研究所の関係者も数名これに参加しているが研究所として力点をおくべきことは計画そのものの作成というよりは、その基礎となる判断資料を整備改善するにあり、この点を中心として経済分析研究会のプロジェクトとしてとりあげられるであろう。またこの場合経済計画とは別に社会計画の線を押進めていくためには、社会的モードの計量化という問題に達着するが、これは後述の第2テーマとしてとりあげられる。さらに社会計画としては、世論の動きとか、国民各層の利害対立とかをいかに調整していくかが問題になるが、これについては社会的モードが期待される。昨年度は社会分析研究会の側から地域開発計画について研究が進められたが、いまのところ、ケース・スタディ的に資料収集の段階にとどまり、計画としての組織論には進んでいない。

われわれの第2の共通テーマは社会保障水準指標の統計的実証的研究ということである。ここで社会保障水準指標ということは、単に給付総額の国民所得に対する比率というふうなものにとどまらず、社会保障によって社会的モードが現実にとどの程度充足されているかという状態を把握したいのである。問題は決して簡単なものではないが、われわれはまず差当って医療、老齢、児童などに関して、現在の社会保障関係の諸統計を再編成し、とくに年齢別ならびに所得階層別をとりいれて実状をつかむという作業をとり上げ、昨年度は統計調査研究会が、そのうちの若干のものを整備に着手した。この作業では直接に社会的モードそのものを測定する問題は依然としてとどまり残されているが、この問題についてはこれまで、社会分析研究会が老人モードの問題にとり組んでいる他、統計調査研究会では一方で国連社会開発研究所の生活水準、他方ではアメリカの貧困指標などの研

究を吸収しようとする。前者の生活水準というものは非貨幣的に栄養・保健・住宅・教育などの発展段階を考えようとするものであり、後者の貧困指標というものはむしろ貨幣的に最低生活費として許容されるものを確定しようとするものであって、いずれもわれわれにとっても必要な基礎資料である。これらに關するわれわれの作業もかなり進んでいるが、ただここで考えられるべき基準はあくまで仮説的なものであるから、徒らに厳密性を決めず、むしろ暫定的、試行的に數字を算定してみよう性質のものであろう。

第3の共通テーマとして、社会保障制度研究について国際的交流を促進すること、とくに研修、留学、コンファレンスなどを組織的に計画することを考えている。コンファレンスの開催については、ILOが応援してもよいという好意を示しているが、まだふみきりがつかないでいる。本年5月にオハイオ大学の学生団が比較社会福祉研究のため来日することになっていて、他の諸機関と協同で受けいれる運びとなっている。ただ研修にせよ、コンファレンスにせよ積極的に計画するには何と云っても財政的な裏づけが必要なのである。いまのところ研究所の仕事としては、制度研究会、政策研究会を通じて諸外国の社会保障制度の検討を進めている他に、新聞・雑誌の資料による海外社会保障情報の発行をやっており、これらの仕事は今後も継続するつもりである。ILOやISSA以外の各国諸機関との交渉はいまのところ研究所自体としてはなく、大部分研究員各自の個人的努力に委ねられているが、それはいろいろ障害にぶつかっている。一つは各国の特殊資料を継続的に入手することが容易でなく、また国によっては資料そのものの入手が困難なものもある。もう一つはわれわれ研究所の側において、機関誌の英文アブストラクト以外、英文による刊行物がほとんど皆無だ

ということである。われわれの第3のテーマに関しては、これらの障害に対する打開策を工夫し、その上で、さらに国際交流の諸計画を積極的に進めていきたいと考えている。

#### 研究会別プロジェクト 第I（経済分析）研究会

経済学の視点から広く社会計画への基礎づけを行なうことを目標に、分析方法の確定と判断資料の整理などを中心とする基礎的作業を進める。

##### (1) 社会計画の計量分析

PPBSの導入によって合理的な社会計画の策定に資するため、昨年前半は主としてヒアリングによる基礎固めを行ない、後半は特殊問題として生活保護を含む所得保障の問題を選び、その目標や各種代替策の選択問題について検討した。本年度は昨年度の研究作業をひきつぎ、とくに生活保護と逆所得税の問題について所得保障全体の立場から、実証的な説明を行なう。

##### (2) 社会保障と経済成長

経済成長下の社会保障の性格を明らかにするため、再分配効果の動態分析と社会福祉資本の経済分析を進めてきた。その結果、再分配機能に大きく影響した要因は横断的に給付構造であり時系列的には給付の規模であることが実証的に確認され、また社会福祉資本についてはその福祉的効果と生産性効果の関係、ベネフィットの所得階層別配分等に関する理論的枠組を確定するとともに、社会福祉資本による再分配の理論的枠組を確定するとともに、社会福祉資本についても広く海外での研究を収集し整理しながら、私の投資資金配分や、選択問題、その効率性につきさらにつ

きつめた研究を行なう。

#### (8) 年金と医療の経済分析

医療についてはメデイカル・ケアに対してはニード決定要因を因子分析によって確定する作業を進め暫定的な結論をえたが、本年度はニードを需要に転化させるメカニズムについて経済的な分析を行なう。また年金については高齢者所得保障の立場から、公私年金の関係を明らかにし、物価や生産性と年金額の関係、成長下における年金部門の財政問題について分析を行なう。

#### 第Ⅱ (統計調査) 研究会

社会保障の諸指標に関する統計的・実証的研究を行ない、社会保障水準指標の確立に資する。

##### (1) 社会保障水準指標の作成

わが国社会保障関係統計のうち、医療については医療費の大きさおよびその患者による負担割合等に関する資料整備にすでに着手しているが、その整理をさらに進めるとともに、未だ資料が不備であるもの、たとえば間接的な費用に関するものなどの整備にも力をそそぐ。また高齢、児童などについても取上げる。

なお、貧困指標を作成してその時系列的適用をはかることを意図し、その一つとしてアメリカ社会保障庁が作成している貧困指標などを検討した。さらに進んでわが国貧困指標の作成について研究を行なう。またあわせて生活保護基準についても研究をも引続いて進める。

さらに、年来児童教育費の研究を実施し、家族周期からみた児童教育費の性格を明らかにしてきたのであるが、本年度は同様の研究方法を駆使して高齢者世帯の生計費についても研究を行なう。

##### (2) 生活水準の測定

国連方式にもとづいて研究を進めてきたのであるが、ひろく生活水準に関する非貨幣的指標の諸研究についてサーヴェイを行なうとともに、基礎資料として国連方式にそって出来るかぎり広範囲に資料の収集分類を行ない、毎年継続的に指数を算出していく。

またこの研究の一環としてわが国ににおける住居費と家計費との関係を考察してきたのであるが、単に住居のみにかざらず、生活環境施設にも拡めてその研究を進める。

##### (3) 戦前のわが国社会保障関係統計資料の整備

戦前のわが国社会保障関係諸制度に関する統計資料の整備を時系列的に収集・整理し、長期的な時系列分析に役立つよう整備する必要がある、まずその可能性と方法とについて検討する。

#### 第Ⅲ (社会分析) 研究会

社会保障の社会的背景と、その制度・機能・効果に関する社会学的検討を行ない、あわせて社会計画策定の基礎づけを行なう。

##### (1) 地域開発計画に関する社会学的研究

過疎地域に焦点をあて、その実態と社会保障問題をケース・スタディによって明らかにし、問題解決のための方策として、地域開発計画の検討を行なってきた。本年度はさらに、一般農村地域を対象に拡げ研究を行なう一方、計画組織論の観点から、地域開発計画のあり方を検討する。

##### (2) 社会変動と社会福祉計画に関する研究

老人福祉を中心に、コミュニティ・ケアの視点に立って在宅老人のニード把握を行ない、このニード解決のために、老人福祉センター、老人憩の家などの地域利用施設

のあり方を検討してきた。この研究は「老人福祉におけるコミュニティ・ケア(1)」という形で中間報告をとりまとめた。本年度はこの課題をひきつづき発展させて、老人住宅および収容施設のあり方を検討する一方、老人福祉施設の配置計画を考える。

なお、これと併行して、社会福祉計画策定の基礎資料を得るために、社会福祉の国際比較に着手する。

(8) 生活構造論の視点からみた社会保障機能の再検討

生活構造論的アプローチについて、若干の理論的検討と、これにもとづく資料の収集を行ってきた。本年度はこれをさらに押しすすめ、大都市住民の生活構造と社会保障機能の関連を検討する。

なおこれとあわせて、1960年代の生活構造の変化について、時系列別資料の収集・分析を行なう。

第IV (経済・社会合同) 研究会

経済学と社会学とのインタクティビスマナリナーな領域を研究する目的で、すでに発展の問題および福祉の問題をとりあげてきた。しかし、いまのところ方法論的討議が十分でないので、この点の反省を進めながら、一層研究の基礎を固める。

第V (制度) 研究会

個々の主要先進諸国の社会保障制度の歴史的研究と各国社会保障制度の国際比較研究により、各国制度の特質を明らかにする。

(1) 主要先進諸国の社会保障制度の歴史的研究

これまでアメリカについて歴史的段階を追って研究を進め、昨年度をもって一応完結した。他の先進諸国については未だ着手したばかりであり、取上げた国の数も2、3に

とどまった。本年度においても個々に一応の概観を行なうとともに、他方では対象国や場合によっては時代もしばり、歴史的発展の重要な局面に焦点を合わせた研究を試み、社会保障制度の形成・発展の過程とそこで働いた政治的・社会的・経済的要因を明らかにする。

(2) 社会保障制度の国際比較研究

最近各方面で行なわれている巨視的データを用いた社会保障の国際比較方法など、社会保障制度のパターンないし社会保障の発展パターンに関する国際比較研究の方法論一般の検討に着手する。

第VI (政策) 研究会

社会保障に関連を有する各種のトピックスを取上げて、討議を行なう。昨年度に引続き、とくに政策判断の根拠について効果および財源の検討に配慮し、社会計画に役立てる資料の整備を行なう。



季刊社会  
保障研究

海外社会保障  
情報

翻訳シリーズ

研究シリーズ

所内研究資料

この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに関する論文もとありあげ、執筆陣も研究員のほかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、特集号を含めて年5回発行している。

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ適格に収録し、年4回刊行している。

調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行なっている。既刊は次のとおりである。

1. ILO編『世界各国における社会保障の費用(1958~1960)』
2. アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度(1964)』
3. R. M. Titmuss 著『福祉国家の理想と現実』(1970年)
4. M. S. Gordon 著『社会保障の経済分析』(1970年)
5. アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度(1967)』
6. ILO編『世界各国における社会保障の費用(1961~1963)』
7. ヴェヴァアレッジ報告社会保険および関連サービス(1970年)

研究員および専門委員等の調査研究の成果を双書にし、広く発表している。既刊は次のとおりである。

1. 『社会保障研究序説』(1970年)
2. 『インド社会保険の史的考察』(1970年)
3. 『家族周期と児童養育費—児童養育費調査報告書』(1970年)

未定稿の中間報告、議事録および文献解説などを取り扱う。既刊は次のとおりである。

- No. 6501 文献解説「社会計画の方法論に関する基礎問題」
- No. 6502 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その一)」
- No. 6503 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その二)」
- No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」
- No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」
- No. 6506 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その三)」
- No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別統計による経済的要因と社会的要因との相関について」
- No. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域格差」
- No. 6603 議事録「児童手当制度について、経済計画における社会保障」
- No. 6604 文献解説「生活水準指数」
- No. 6605 議事録「社会保障の体系化」
- No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—社会実態調査—」
- No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用方法」
- No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指数—国連方式による試算大正14年~昭和40年—」
- No. 6703 個人報告「山田渡欧報告」
- No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会

的関係網]

- No. 6705 議事録「医療保険と医療保障—改革試案の内容について—」
- No. 6801 「日本の社会保障」
- No. 6802 中間報告「アメリカにおける老人対策の内容」
- No. 6803 中間報告「アメリカ上院老人問題特別委員会報告を中心に—」
- No. 6804 「新聞論調よりみられた社会保障の展開とマス・コミの機能」
- No. 6805 「高齢者就労の実態と問題点」
- No. 6806 翻訳「国民老齢退職年金と社会保険」
- No. 6901 中間報告「社会資本の経済分析」
- No. 6902 中間報告「医療サービスの経済分析」
- No. 6903 中間報告「医療保障と所得再分配—実証と分析—」
- No. 6904 「貧困測定のための基礎資料」
- No. 6905 「高齢者世帯における生計費に関する研究資料」
- 1 「『戦後の社会保障（本論）』」
- 2 「『戦後の社会保障（資料）』」
- 1 図書館目録 *1156 4, 1154 4*
- 2 Social Security in Japan *1156 4*

単行本の  
その他の

- 44. 4. 14 ISSA 文獻委員会 (第17回)
- 44. 4. 15 第4研究会 (第1回) 報告内容「福祉における経済的と社会的について①」報告者 専門委員 武藤光朗
- 44. 4. 15 第3研究会 (第1回) 報告内容「東京都中期計画について」報告者 東京都企画調整局計画第2課長 貫野哲夫
- 44. 4. 16 ベンシムパニア大学教授 Prof. Irving Kravis 氏 来所所長と懇談
- 44. 4. 17 第5研究会 (第1回) 報告内容「社会保障制度の国際比較について」報告者 専門委員 小山路男
- 44. 4. 22 第1研究会 (第1回) 報告内容「PPBSの理論と応用」報告者 一橋大学助教授 宮川公男
- 44. 4. 22 第2研究会 (第1回) 報告内容「生活総合調査の結果について」報告者 厚生省大臣官房統計調査官 前田正久
- 44. 4. 24 第6研究会 (第1回) 報告内容「イギリスにおける最近の社会保障」報告者 社会保険庁長官官房総務課長 松下 廉蔵
- 44. 4. 24 懇談会「厚生年金保険の積立金の運用について」出席者 山田雄三, 塩野谷九十九, 伊部英男, 大熊一郎, 江見康一, 地主重美
- 44. 4. 24 第45回役員会「昭和44年度事業運営方針, その他について」
- 44. 5. 13 第2研究会 (第2回) 報告内容「医療費と医療保険」報告者 上智大学教授 籠山京
- 44. 5. 15 第1研究会 (第2回) 報告内容「年金財政の経済モデル」報告者 千葉商科大学教授 松本浩太郎
- 44. 5. 15 第46回役員会「昭和44年度事業実施予定, 昭和44年度予算執行計画, その他について」
- 44. 5. 20 第5研究会 (第2回) 報告内容「アメリカの貧困

- と社会保障」報告者専門委員中鉢正美
44. 5. 22 第4研究会(第2回) 報告内容「福祉における経済的と社会的について②」報告者専門委員武藤光朗
44. 5. 22 第6研究会(第2回) 報告内容「児童手当制度について」厚生省児童手当参事官近藤功
44. 5. 27 第3研究会(第2回) 報告内容「欧米3ヵ国における老人の状態」報告者研究第3部長三浦文夫
44. 5. 29 第1研究会(第2回) 報告内容「システム・アナリシス」報告者東京工業大学教授鈴木光男
44. 6. 3 昭和44年度公開研究会発表テーマ「1. 生活保護における二、三の問題について, 2. 労働組合と社会保障」発表者研究第1部長小沼正, 研究員平石長久
44. 6. 10 第2研究会(第3回) 報告内容「医療費の推計と関係資料」報告者東京織物商年金基金常務理事角田厲作
44. 6. 12 第47回役員会「昭和45年度予算要求の骨子, 出版計画, その他について」
44. 6. 16 海外社会保障情報編集委員会(第15回)
44. 6. 17 第3研究会(第3回) 報告内容「保健福祉活動とプランニング」報告者東京大学助教授園田恭一
44. 6. 19 第4研究会(第3回) 報告内容「経済的福祉と人間国外」報告者専門委員武藤光朗
44. 6. 19 臨時研究会 報告内容「インドの社会保険の歴史的考察」報告者研究員平石長久
44. 6. 24 第5研究会(第3回) 報告内容「L. Ferment 他(ed.), Poverty in America」報告者主任研究員保坂哲哉
44. 6. 26 第6研究会(第3回) 報告内容「失業保険における当面の問題点」報告者労働者職業安定局失業保険課 江田茂

44. 7. 1 第1研究会(第3回) 報告内容「PPBSの社会福祉・教育への応用—HEWの経験—」報告者経済企画庁経済研究所宮本邦男
44. 7. 8 第3研究会(第4回) 報告内容「過疎地域における保健・医療問題」報告者東京医科歯科大学教授柳沢文徳
44. 7. 15 第2研究会(第4回) 報告内容「社会指標 Social Indicators について」報告者国民生活研究所研究第1部長石崎惟雄
44. 7. 17 第4研究会(第4回) 報告内容「厚生経済学における組織問題」報告者所長山田雄三
44. 7. 22 第1研究会(第4回) 報告内容「HEWにおける人的投資計画について」報告者経済企画庁経済研究所宮本邦男
44. 7. 22 第5研究会(第4回) 報告内容「戦後フランス社会保険の展開—労働運動との関連において—」報告者中央大学講師工藤恒夫
44. 7. 24 第48回役員会「昭和45年度予算要求案, 第5回基礎講座, その他について」
44. 7. 29 第6研究会(第4回) 報告内容「アジア諸国の社会開発」報告者主任研究員保坂哲哉
44. 8. 12 社会保障研究所総務部長木代一男(厚生省国立公園部管理課長)の辞職が発令され, 新たに総務部長として福田芳助(総理府社会保険制度審議会事務局長)が発令された。
44. 8. 15 第1回公開座談会 テーマ「老後保障の方向をめぐって英・米・デンマークにおける老人の実態と関連して—」レポーター研究第3部長三浦文夫, コメンテーター 日本老年社会学会会長渡辺定, 中央大学教授那須宗一
44. 9. 16 第3研究会(第5回) 報告内容「コミュニティ・オーガニゼーションの諸問題」報告者東京女子大学助教授訓

- 山義也
44. 9. 18 第1研究会(第6回) 報告内容「PPBSと社会計画——問題の整理と再検討——」報告者研究第2部長地主重美
44. 9. 18 第49回役員会「大内基金の運営、事業の執行状況、その他について」
44. 9. 25 第2研究会(第6回) 報告内容「社会保障水準の測定について——とくに医療給付——」報告者研究員曾原利満
44. 9. 25 特別研究会 報告内容「生活保護制度について」報告者研究第1部長小沼正
44. 9. 29 海外社会保障情報編集委員会(第4回)
44. 9. 30 第5研究会(第6回) 報告内容「L. Ferman 他(ed.), Poverty in America ②」報告者研究第1部長小沼正
44. 9. 30 第4研究会(第6回) 報告内容「陳外論による社会福祉対象論の検討について」報告者研究員村山淳子
44. 10. 13 ISSA 文庫委員会(第19回)
44. 10. 14 第2研究会(第6回) 報告内容「地方小都市における児童養育費調査の結果について①——生活構造——」報告者専門委員森岡清美
44. 10. 16 第4研究会(第6回) 報告内容「社会保障における経済的ニードと社会的ニード」報告者主任研究員保坂哲哉
- 同 第2研究会(第7回) 報告内容「地方小都市における児童養育費調査の結果について②——家計——」報告者厚生省統計調査官 前田正久、「地方小都市における児童養育費調査の結果について③——栄養——」報告者国立栄養研究所調査統計部長長嶺晋吉
44. 10. 21 第3研究会(第6回) 報告内容「老人福祉計画の

- 課題——今後の研究の進め方について——」報告者研究第3部長三浦文夫
44. 10. 21 第5研究会(第6回) 報告内容「社会保障の発展構造」報告者慶応大学助教授藤沢益夫
44. 10. 22 前ILO社会保障部次長 Mr. Isabel Craig 来訪、所長、保健主任研究員と懇談
44. 10. 23 第1研究会(第6回) 報告内容「生活保護と社会計画(1)」報告者研究第1部長小沼正
- 同 第6研究会(第5回) 報告内容「医療保険の改正案について」報告者専門委員小山路男
- 同 第50回役員会「事業の執行状況について、第3回シンポジウムの開催計画について、その他」
44. 10. 27~30 第5回社会保障研究所基礎講座——地域開発と社会保障セミナー——開催
44. 11. 6 特別研究会 報告内容「生活保護問題について」報告者所長山田雄三
44. 11. 18 第4研究会(第7回) 報告内容「社会福祉における政策と実践」報告者研究第3部長三浦文夫
- 同 第3研究会(第7回) 報告内容「都市問題研究の動向」報告者同志社大学助教授竹中和郎
44. 11. 20 第1研究会(第7回) 報告内容「メディアカル・ケア利用の決定因」報告者研究員都村敦子
44. 11. 20 第6研究会(第6回) 報告内容「社会保障における現下の問題点」報告者専門委員高橋武
- 同 第51回役員会「事業の執行状況について、第3回シンポジウムの開催計画について、その他」
44. 11. 24 第2回公開座談会 テーマ「イギリス年金白白書と新しい国際動向について」レポーター：日本団体生命保険業

- 労働部次長村上清, コメンタリー: 早稲田大学教授安藤哲吉, 研究第2部長地主重美
44. 11. 25 第5回研究会 (第7回) 報告内容「Poverty in America (3)」報告者研究員花島政三郎
44. 11. 27 第2研究会 (第7回) 報告内容「高齢者世帯の生計費と物価指数」報告者所長山田雄三研究第1部長小沼正, 研究第2部長地主重美
44. 12. 8 第7回顧問会・第52回役員会「事業実施状況について, 昭和45年度研究プロジェクトについて, 昭和45年度予算要求について, その他」
44. 12. 9 ナジリエリア駐日大使 Mr. G. Dove Edwin が来訪, 所長, 保健主任研究員と懇談
44. 12. 11 第6研究会 (第7回) 報告内容「厚生白書の考え方と諸問題」報告者厚生省大臣官房企画室長江間時彦
44. 12. 15 海外社会保障情報編集委員会 (第5回)
44. 12. 16 第3研究会 (第8回) 報告内容「東京都民の生活構造について」報告者専門委員松原治郎, 東京大学助手高橋秘士
44. 12. 17 特別研究会 報告内容「生活保護問題について」報告者所長山田雄三
44. 12. 18 第1研究会 (第8回) 報告内容「社会保障の計量モデル」報告者経済企画庁研究所市川洋
- 同 第4研究会 (第8回) 報告内容「(文献紹介) ソ連の社会福祉」報告者研究員渡辺益男
44. 12. 23 第2研究会 (第8回) 報告内容「わが国住居費の地域分布について」報告者研究員大本圭野
- 同 第5研究会 (第8回) 報告内容「ニューゼーランドの社会保障」報告者主任研究員平石長久

45. 1. 19 専門委員会「昭和45年度研究プロジェクトの策定について」
45. 1. 20 第3研究会 (第9回) 報告内容「社会福祉におけるコミュニティ・ケア」報告者全国社会福祉協議会地域組織部長 前田大作
45. 1. 22 第6研究会 (第9回) 報告内容「最近におけるフランスの社会保障」報告者保健連研究員 上村政彦
- 同 第53回定例役員会「昭和45年度研究プロジェクトについて他」
45. 1. 26 ISSA 文献委員会 (第19回)
45. 1. 27 第2研究会 (第9回) 報告内容「生活水準調査の諸例について」報告者研究員 菅原利満
45. 1. 29 第4研究会 (第9回) 報告内容「貧困調査研究における問題点」報告者研究員 花島政三郎
45. 1. 29 第1研究会 (第9回) 報告内容「新経済社会発展計画の視点からみた社会保障」報告者経済企画庁総合計画局計画官 持永和見
45. 2. 7 第3回社会保障研究所シンポジウム討論内容「社会保障における計画的視点」, 「医療保障の体系化」
45. 2. 17 第5研究会 (第9回) 報告内容「Poverty in America (4)」報告者主任研究員 平石長久
45. 2. 19 第4研究会 (第10回) 報告内容「イギリス教食法史から学ぶもの」報告者研究員 山崎泰彦
45. 2. 19 第54回定例役員会「昭和45年度研究プロジェクトについて, 事業の執行状況について, 昭和45年度予算について他」
45. 2. 24 第5研究会 (第10回) 報告内容「アメリカの公的扶助制度」報告者厚生省大臣官房企画室 加藤栄一
45. 2. 26 第2研究会 (第10回) 報告内容「アメリカの Social

Indicators について」報告者厚生省大臣官房企画室 菊池貞夫

45. 3. 26 第6研究会(第10回) 報告内容「厚生年金保険の改正とその効果」報告者厚生省年金局長 山口新一郎
45. 3. 3 第3研究会(第3回) 報告内容「コミュニティの諸問題」報告者関東学院大学助教授 中村八朗
45. 3. 11 大韓民国国立社会事業指導者訓練院長具滋憲氏および同教授部長金鶴洛氏来訪, 所長と懇談
45. 3. 12 第4研究会(第11回) 報告内容「UNRISD の社会開発計画モデル」報告者研究員 菅原利尚
45. 3. 19 第55回例役員会「昭和45年度事業計画について他」
45. 3. 24 第2研究会(第11回) 報告内容「児童養育費における食料費の充足度について」報告者お茶の水女子大学助教授 伊藤秋子
- 報告内容「児童養育費における食料費の理論値算出について」報告者琉球大学助教授 新垣都代子
45. 3. 26 第1研究会(第11回) 報告内容「逆所得税の分析——わが国への応用——」報告者研究第2部長 地主重美



—昭和39年7月7日法律第156号—

(目 的)

第 1 条 社会保険研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、およびその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第 2 条 社会保険研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

(事務所)

第 3 条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(定 款)

第 4 条 研究所は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

一 目 的

二 名 称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 業務およびその執行に関する事項

六 資産に関する事項

七 会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登 記)

第 5 条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第 6 条 研究所でない者は、社会保険研究所という名称を用いてはなら

目 次

第 1 章	総 則	(第 1 条—第 7 条)
第 2 章	役 員	(第 8 条—第 16 条)
第 3 章	業 務	(第 17 条・第 18 条)
第 4 章	財務及び会計	(第 19 条—第 26 条)
第 5 章	監 督	(第 27 条・第 28 条)
第 6 章	雑 則	(第 29 条・第 30 条)
第 7 章	罰 則	(第 31 条—第 35 条)

附 則

ない。

(民法の準用)

第7条 民法(明治29年法律第89号)第44条(法人の不法行為能力)および第50条(法人の住所)の規定は、研究所に準用する。

## 第2章 役員等

(役員)

第8条 研究所に、役員として、所長1人、理事2人および監事1人を置く。

(役員職務および権限)

第9条 所長は研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第10条 所長および監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

(役員任期)

第11条 所長および理事の任期は、4年とし、監事の任期は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
- 二 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定める者及び

非常勤の者を除く。)

(役員解任)

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれ任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない、ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しないこと。この場合には、監事が研究所を代表する。

(職員任命)

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

## 第3章 業務

(業務)

第17条 研究所は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なう。
- 二 社会保障に関する情報および資料を収集すること。
- 三 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務。

2 研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第18条 研究所は委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

#### 第4章 財務及び会計

(事業年度)

第19条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第20条 研究所は、毎事業年度、予算および事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表および損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表および決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益および損失の処理)

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をするることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与および退職手当の基準)

第25条 研究所は、その役員および職員に対する給与および退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務および会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

#### 第5章 監督

(監督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告および検査)

第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められ

たものと解してはならない。

## 第 6 章 雑 則

### (解 散)

第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

### (協 議)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大藏大臣に協議しなければならない。

- 一 第4条2項、第17条第2項、第20条又は第23条第1項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第21条第1項又は第25条の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第26条の厚生省令を定めようとするとき。
- 2 厚生大臣は、第20条の認可をしようとする場合において、必要があると思われるときは、関係行政機関の長の意見を聞くものとする。

## 第 7 章 罰 則

### (罰 則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、5年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であった者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關し、わいろを收受し、又をこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。

3 犯人の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することのできなざいときは、その価額を追徴する。

第32条 前条第1項又は第2項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第33条 第28条第1項の規定による報告をせず若しくは、虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
  - 二 第5条第1項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
  - 三 第17条第1項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
  - 四 第24条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
  - 五 第27条第2項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。
- 第35条 第6条の規定に違反して社会保障研究所という名称を用いた者は、1万円以下の過料に処する。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

### (研究所の設立)

第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。  
2 前項の規定により指名された所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ所長又は監事に任命されたものとする。

第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ

じめ大蔵大臣に協議しなければならぬ。

4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第4条 附則第2条第1項の規定により指名された所長となるべき者は、前条第4項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。

第5条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。  
(経過規定)

第6条 この法律の施行の際現に社会保障研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならぬ。

2 第6条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和40年3月31日に終わるものとする。

第8条 研究所の最初の事業年度の予算および事業計画については、第20条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登記税法の一部改正)

第9条 登録税法(明治29年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第19条第7号中「国民生活研究所」の下に、「社会保障研究所」を「国民生活研究所法」の下に「社会保障研究所法」を加える。  
(所得税法の一部改正)

第10条 所得税法(昭和22年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「国民生活研究所」の下に「社会保障研究所

所」を加える。

(法人税法の一部改正)

第11条 法人税法(昭和22年法律第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「国民生活研究所」の下に「社会保障研究所」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第12条 厚生省設置法(昭和21年法律第151号)の一部を次のように改正する。

第5条第13号の次に次の一号を加える。

13の2 社会保障研究所を監督すること。

第8条第1項第12号の次に次の一号を加える。

12の2 社会保障研究所に関すること。

(地方税法の一部改正)

第13条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。

第72条の第5項第6号中「国民生活研究所」の下に「社会保障研究所」を加える。

◆ 役員・顧問・参与・職員名簿

<昭45. 5. 1現在>

◆ 役員

所長	山田雄三
理事	河角泰助
理事 (非常勤)	塩野谷九十九
理事 (非常勤)	寺尾球磨

名古屋大学名誉教授  
愛知県義塾大学名誉教授

◆ 顧問・参与

(順不同)

顧問	大東長	兵衛一	衛一	社会保険制度審議委員会 会長 野村浩一
顧問	東長	内畑弘	兵衛一	アジア経済研究所会長
顧問	今井	沼田	毅	国際ラジオ・テレビセンタ-会長
顧問	馬場	井之助	男	共済組合連盟会長
参与	武	之助	一	一橋大学教授
参与	福	武	直	東京大学教授

